

宮崎県医療勤務環境改善支援センター
医療勤務環境改善マネジメントシステム普及促進モデル事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、宮崎県医療勤務環境改善支援センター(以下、「センター」という。)が行う医療勤務環境改善マネジメントシステムのモデル事業(以下、「モデル事業」という。)補助金交付について定めるものである。

(交付の目的)

第2条 この補助金は県内の医療機関における勤務環境改善マネジメントシステムの普及を促進するとともに、モデル事業の取組成果をセンターと共有することで、マネジメントシステムに取り組む医療機関の拡大を図ることを目的とする。そのためモデル事業に要する経費の一部を補助することとする。

(補助金の交付要件)

第3条 補助金の交付対象者は、前条に規定する団体とする。

2 補助事業の決定に当たっては、次の要件に該当することを条件とする。

- (1) モデル事業へ参画し、その結果をセンターへ共有すること。
- (2) その他センターが実施する事業へ協力すること。

(補助事業に要する経費)

第4条 補助事業に要する経費は、別表のとおりとする。

2 同一の団体が、年度内に2回以上、補助金の交付を受けることはできない。

(交付の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、事前にモデル事業交付申請書(様式1)に必要資料を添付し、宮崎県医師会長に申請するものとする。

(実績報告)

第6条 事業を完了したときは、事業完了報告書(様式2)に必要資料を添付してセンターに提出しなければならない。

2 宮崎県医師会長は、事業の完了を確認後、補助金を交付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項については、宮崎県医師会長が別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表

補助金の名称	補助事業		補助率	上限額
医療勤務環境マネジメントシステムモデル事業普及促進補助金	補助対象経費の区分	内容	10/10	50 万円
	人件費	本事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費		
	旅費	事業を行うために必要な出張にかかる旅費		
	会議費	事業を行うために必要な会議等に要する経費（会場、機材借料及び茶菓代）		
	謝金	事業を行うために必要な謝金		
	消耗品費	事業を行うために必要な消耗品費。ただし2万円未満のものとする。		